

はじめに

1 新公会計制度について

現在の予算、決算を示す会計制度では、その年度の収入の内容や、用途について現金の動きが分かりやすい利点があるものの、これまで市が整備してきた施設（資産）や借入金（負債）といったストック情報や、行政サービスを提供するために発生したコスト情報等を十分反映していません。

こうしたなか、発生主義、複式簿記の考え方を取り入れ、不足している情報を補うのが「新地方公会計制度」による財務書類4表です。

本市においては、総務省が示した「改訂モデル」に準拠し、普通会計だけでなく特別（企業）会計や一部事務組合、第3セクターを含めた連結ベースの財務書類の作成、公表に取り組み、まず、普通会計について財務諸表を作成することとし、今後、特別（企業）会計や関連する第3セクターを連結させた財務諸表の作成を進めることとします。

※「総務省方式改訂モデル」

総務省が示す新公会計制度の1つで、これまでの取り組みや既存の地方財政状況調査（決算統計）情報を活用できることから、比較的容易に作成が可能です。

2 作成上の前提条件

(1) 対象とする会計

普通会計とする。具体的には、一般会計、墓地公苑特別会計及び下水道事業特別会計のうち地域下水道事業に係る分を統合した会計をいいます。

(2) 基準日

平成21年3月31日（平成20年度末）を基準日とします。

(3) 基礎データ

合併前の旧8団体の昭和44年以降の決算統計の統合データを用います。

(4) 減価償却方法

総務省方式の耐用年数を用います。ただし、土地については、減価償却しません。

(5) 一年基準

流動、固定の区分は一年基準とします。

(6) その他

総務省方式改訂モデルに準拠します。